

令和3年度会計年度任用職員募集要項

【子ども未来課 保育士】

亶理町役場

(担当：子ども未来課 TEL 0 2 2 3 - 3 4 - 1 2 2 5)

1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、1会計年度ごとに任用される非常勤の地方公務員です。

2. 募集について

(1) 申込資格

- ・保育士資格登録のある者、または令和3年3月31日までに登録見込の者。
 - ・次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者。
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 亶理町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 申込書類・期間

- ・申込書類：任用申込書、資格証の写し 各1通
 - ・申込先：亶理町役場 子ども未来課 子育て支援班 担当 菅井
 - ・申込期間：随時受付
午前8時30分から午後5時15分まで
- ※ 所定の様式については、ホームページよりダウンロード可能。
 - ※ 持参又は郵送（簡易書留等の確実な方法）により、期限までに申し込んでください。なお、提出書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。
 - ※ 土日祝日を除く

(3) 選考方法及び選考結果

- ・書類選考及び面接試験（申込者あて別途通知します）

(4) 内定から採用まで

最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。

なお、任用候補者名簿に登載されている場合でも、人員配置の都合等により、任用とならない場合もあります。

また、会計年度任用職員の任用は1会計年度ごとの任用となるため、再度の任用を希望される方は、毎年度申し込みが必要となります。

(5) 募集職種

職 種	採用予定人数	職務内容	給料・報酬
保育士 ◆保育士資格登録のある方、または令和3年3月31日までに登録見込の方。	フルタイム 1名程度 パートタイム 6名程度	保育所、二杉園での保育・支援業務等に従事します。	フルタイム（週5日） 月額：177,000円 ～185,500円 パートタイム 時給：1,087円 ～1,139円

※ 給料・報酬欄の金額は、「亘理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「亘理町会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づく金額です。

3. 任用後について

(1) 任用期間 令和4年3月31日まで

(2) 勤務場所・勤務時間

勤務場所や勤務時間は面接時に相談に応じますが、希望に添えない場合もあります。
なお、任用申込書の希望勤務場所の欄に、第1～第3希望の記載をお願いします。

勤務場所	勤務時間	勤務日数
保育所 ○亘理保育所（一時保育を含む） 亘理町字中町東 190-1 ○鹿島保育所 亘理町逢隈鹿島字吹田 34-2 ○吉田保育所 亘理町長瀬字南原 193-967 ○荒浜保育所 亘理町荒浜字隈潟 54-4	フルタイム（週5日） 7時～19時15分のうち、 7時間45分 パートタイム 7時～19時15分のうち、 7時間以内	月～土曜日までの週5日以内
障害児（母子）通園施設 ○二杉園 亘理町逢隈鹿島字吹田 34-2	パートタイム 9時～17時45分のうち、 5時間以内	月～金曜日までの週5日以内

(3) 勤務日数・休日・休暇

業務により勤務日、勤務時間が変動することがあります。祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。

土・日曜日の勤務となることもありますが、勤務時間が週38時間45分を超えることは原則ありません。

休暇については、「亘理町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき、年次有給休暇、特別休暇（忌引等）、介護休暇等を利用できます。

(4) 給与等

「亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「亶理町会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づき、給料または報酬・通勤手当・期末手当（任用形態による）等を支給します。

次年度以降も継続して任用された場合には、任用形態によって昇給があります。

(5) 社会保険・雇用保険について

以下の保険について、以下の条件を満たす場合は加入となります。

・社会保険 以下の条件のいずれかに当てはまる場合

① 週29時間以上勤務する者

② 任期1年以上、週20時間以上かつ月額88,000円以上勤務する者

・雇用保険 任期31日以上かつ週20時間以上勤務する者

(6) その他

地方公務員法（以下、「法」という。）に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分を受ける場合がありますので、遵守する必要があります。

① 服務の根本基準（法第30条）

② 服務の宣誓（法第31条）

③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）

④ 信用失墜行為の禁止（法第33条）

⑤ 秘密を守る義務（法第34条）

⑥ 職務に専念する義務（法第35条）

⑦ 政治的行為の制限（法第36条）

⑧ 争議行為等の禁止（法第37条）

⑨ 営利企業等の従事制限（法第38条） ※ 兼業等がある場合は申出願います。

4. 問合せ・申込先

〒989-2393 亶理町字悠里1番地

亶理町役場 子ども未来課 子育て支援班 担当 菅井

電話 0223-34-1225